

## 龍 昇吉「日本経済と財政投融资」

学位の種類 博士（経済学）

授与年月日 1994年10月8日

## 〔論文内容の要旨〕

A. わが国の財政投融资（以下、財投と略称する）は、そのフロー面での規模（財投計画は1993年度当初規模で45.7兆円、一般会計の60%、対GNP比8%）においても、ストック量（資金運用部の資産は1993年9月末で313兆円、全国銀行貸出残高の80%）においても、極めて大きな役割を果たしており、財投の評価を抜きにわが国財政の分析は不可能である。にも拘らず、財投に関する本格的な専門研究書が極めて少ない状態であるのは、わが国の財政構造が、一般会計、特別会計、政府関係係関予算、地方財政の相互間で入り組んだ複雑な網の目のような関係を形成し、財投がその全体構造の中に完全に組み込まれ、その上、財投に関する資料・情報の公開が限られているため、また財投分析が多くの理論分野の境界領域に位置しているため、財投研究には固有の困難が伴うためである。本論文は、その困難な課題に挑戦した数少ない研究書である。その構成を示せば次の通りである。

## 第1部 現代日本の財政投融资

はしがき

## 序章 財政投融资の転換局面

## 第1編 現代日本の財政投融资

## 第1章 財政投融资とは何か—概念と規模—

## 第2章 戦後財政政策と財政投融资

## 第3章 財政投融资の運用

## 第4章 財政投融资の原資

## 第5章 財政危機下の財政投融资

## 第6章 金融自由化と財政投融资—公的金融の金利構造—

## 第2編 財政投融资論の対象と方法

## 第7章 財政投融资論への接近(1)—公的金融論—

## 第8章 財政投融资論への接近(2)—公信用論—

## 第9章 財政投融资論の構成

## 補論 1 日本の第3セクターの経済的条件

## 2 財投論をめぐる諸問題

## 3 金融自由化と公的金融

## 第2部 現代日本経済論

## 第1章 日本の蓄積様式

## 第2章 現代日本政治経済機構の特質

## 第3章 現代日本資本主義論

## 第4章 The Systems and Policies in Contemporary Japan

以上のように、本論文の構成は、第1部第1編で1980年代後半に焦点をあててわが国の財投の実態の構造分析をおこない、第2編で財投現象が広義には現代資本主義に共通するものとの観点から、現代資本主義分析の理論的基礎の解明の一環として、財投分析の理論的基礎を検討し、自説の分析枠組みを呈示する。第1部本論は、1988年に単著として公刊され、財投に関する初の本格的な研究書という高い評価を得たものである。そこでは、財投を現代資本主義に共通する今日の現象として捉え、財投の特殊日本的構造を解明するとの視点は打ち出されていたが、外国との対比の下でわが国の特徴を鮮明にするという作業自体は後景に退いていた。その点を自覚的に追及した諸論文（1990～1992年公表）が、第1部補論を構成している。また、財投活動の基底をなすものとして位置づけられてはいたが、明示的には展開されていなかった資本蓄積の日本的様式について、1991～93年に発表された諸論考が第2部を構成している。以上、本論文は、財投の現代の日本の特徴の構造的な分析とその日本の蓄積様式の中への位置づけを行い、方法論的基礎づけをも意図して、財政分析を重層的・体系的に展開したスケールの大きな本格的な研究書である。

B. 著者によれば、わが国の財投活動は、外国のそれに比較して、規模が大きく、統一的・総合的システムを形成し、租税・国債資金でなく貯蓄性資金を中核とし、運用対象が民間企業、個人にまで広く及び、民営化・市場重視政策の影響が公的金融の拡大・増設の方向に向かっているという特徴を持ち、従って、日本の蓄積様式で中心的な役割を果たす制度・機構の一環として決定的な役割を果たし、国民経済管理の日本の調整機構の主要構成部分をなしている。

かように重要な役割を果たす財投の作用・機能の実態を構造的に把握するには、まず、財投活動と財投計画との関係及び財投と一般会計との関連の捉え方が明らかにされねばならない。著者は、財投計画のみで財投を捉えることの限界を明らかにした上で、財投と一般会計との一体化が進行している現実から、両者それぞれの独立性・体系性を考慮しつつ、両者の相互関連を踏まえた分析が不可欠である、との観点を示している。

C. 以上の枠組みの下で、第1部第1編は1980年代の財投の実態分析を行っている。

1. その際、現代の日本経済・資本蓄積機構の中に位置付け、かつ、財政活動全体との関連で財投を掴まえるという視角から、転換期にある財投を3つの転換期現象との関連で把握するという視角が設定される。即ち、特殊日本的な政策メカニズムとしての財投を取り巻く基本条件が、高度成長から低成長への移行に伴って根本的に変化しており、従って、1980年代後半における財投の転換局面を把握するには、①財政危機の進行、財政再建の課題化との関連、②内需拡大・経済構造転換の鍵である公企業の民営化、公的規制の緩和との関連、③金融自由化との関連が、考慮されねばならない。

2. 第1部第1編で明らかにされている主要な論点は、以下の通りである。

a. 第1章では、財投計画についての概説、代表的な財投の定義の検討の後、財投の実態と構造の再検討が必要であるとの視点から、財投の実態がストック運動であり、「計画外運用」の比重と役割がかなり高く、かつフロー概念である財投計画では、財投の現実の実態把握のためには不十分であることを明らかにして、資金の調達と運用が自己完結的な体系となっているわが国の財投を前提に、財投を「金融的に資金を調達し、これを公共目的のため投融資を行う国家の金融活動」と定義する。

b. 第2章では、戦後過程において国民経済に対する量的比重を高めてきた財投の膨張過程が、

①実質的な積極財政と形式的な均衡財政方式との乖離を背景として、一般会計と財投との相互依存関係が進行し、②財投の運用方向が公共投資関連に大きく傾斜することになり、③帰結として、一般会計と財投との異質性と同質性が混在したままの両者の一体化と一般会計の出資会計化が進行したことが、明らかにされる。

c. 第3章では、財投資金の運用面での資金配分が、国に対する運用の増大、地方に対する運用の高水準の持続、財投対象機関の割合の低下として進行したことが示される。特に、以下の諸点を通じて、財投の運用方向の変質が生じたことが解明される。国に対する運用の増大の一因は、特別会計の収支悪化による長期貸付けの膨張であり、特別会計の規模拡大と収支悪化は、一方で一般会計からの繰入れ増大となり、他方で特別会計自体の借入金の増加となり、財政全体の赤字化が進行し、資金運用部の長期・短期の運用がともに増大した。また、資金運用部の国債引受と短期運用からなる財投計画外の資金運用が増大するとともに、余裕金の運用という一時的・特機的性格のものではなく、特別会計の赤字補填という財投の外側から強制された運用形態となり、その結果として運用部保有の短期証券残高（余裕金）も大幅に減少することとなる。また、国債引受の増大により財投原資の圧迫要因が増大し、資金運用部の国債保有残高の増加が運用部の国債流通市場への積極的参加をもたらした。地方財政赤字の増大が、その財投依存の増加、交付税特別会計への貸付増加、地方債増加とその政府資金引受率の低下、公庫債・民間資金導入依存の増大を伴って進行し、地方財政資金の調達コストの上昇、融資の大部分の逆ざや化を生み、公営企業金融公庫の収支状態の悪化をもたらした。

d. 第4章では、原資の構成と変動について、計画内資金と計画外資金、新規資金と回転資金の区別と関連が検討され、財投資金が、政府資金（その中心は郵便貯金、簡保資金等）をベースとして、その量的限界を民間資金が補強し、それらの質的限界を財政資金（一般会計・特別会計の資金）が補完する、という3段階的な構造を形成していることが明らかにされる。同時に、民間金融市場、特に債券市場を通じた財投機関の資金調達は、①起債市場における公共債比重の増大と消化面での国債との競合を激化させるのみならず、②「国債市場隔離政策」の放棄以降、政府保証債には逆に非市場化、流動化阻止政策がとられ、債券市場の基調が緩和傾向から変化した場合にはこのシステムの維持が困難になり、③資金コストの上昇を通じて経営を圧迫し、最終的には財政負担の増大となり、また受益者負担増大をも結果した。また、財政資金依存の強化で政府関係機関の企業性と効率性の低下が問題となるが、それは私企業ベースでは採算が取りにくい分野が国家的観点から政府関係機関の事業対象となるという本来的な制約と関わっていることが示される。

e. 第5章では、財政危機の進行の中で、財投機構の相互関連性が、財投運用方向の段階的変化として進展し、また80年代における財政再建と内需拡大という両課題の併存の中で、国費の削減を行いつつ地方負担と公団等事業による一般公共事業の量的確保が図られ、財政再建にも関わらず、債務膨張の連鎖はむしろ財政構造の深部に定着した。そうした中で、内需拡大と民間活力の導入、民活プロジェクトのための財投資金活用、財投機構の分散化傾向という形態で、財投機構の再編成が進み、財政基調の変化が圧縮路線からの転換として展開する中での財投拡大傾向には、深刻な問題点が形成されたことが指摘される。

f. 第6章では、民間金融と競合しながら国の間接金融機構を構成する、という財投制度

の金融的側面を取り巻く環境の変化が、公的金融への影響、特に公的金融の金利体系の矛盾をもたらすことが、長期金利と政府金融貸出金利（長期金利の変動要因、長期貸出金利の低下傾向、政府金融貸出金利の動向）の分析と資金運用部金利の変動（公的金融の金利体系、資金運用部金利の推移、資金運用部金利の緊張関係）の分析とによって示される。

D. 広義に解釈した財投は、わが国固有の現象でも第2次大戦後に固有でもなく、1930年代以降の現代資本主義経済の主要な諸特徴の一つをなしているという視角の下に、第1部第2編は、財投体系を構造論的視点から取り上げた従来の諸研究について方法論的サーベイを行い、財投解明のためには従来の財政学や金融論のシステムを超えた新しい理論的な枠組みが必要であることを確認し、著者の方法論を体系化しようとしたものである。

a. 第7章では、公的部門が金融仲介を担当するという公的金融概念により財投を把握する理論的立場が検討される。すなわち、公的金融概念には財投体系の大部分は網羅されるが、財投概念と完全には一致せず、それは民間の金融仲介との相違を明らかにするが、多様な政府の金融活動を単純化しており、特に財投の財政的側面が欠落するので、公的金融の役割を広くとった体系的な構造把握の視点が必要であることが指摘される。

b. 第8章は、公信用概念を用いて現代財政金融を捉える分析視角を検討する。まず、公信用を財投・公共投資との関連で考察し、国家の公共的金融活動全般を現代公信用論として体系化しようとする財政学者の試みが、受信（公債の発行、累積）と授信（公共投資、財投）の関係を貨幣資本—公信用、現実資本—公共投資の関連の中で考察し、租税論と経費論の、受信的機能と授信的機能の統一的把握を可能にしている、として積極的に評価される。しかし、この立場においても、財投は授信的機能に重点がおかれて捉えられ、公信用の受信機能の考察は、公債問題には限定され、公信用の授信機能としては公共投資活動等が強調され、受信＝公債、授信＝財投と分離されて捉えられ、財投の問題は、公債と公共投資の問題に分解され、公信用—公共投資論に還元される。そのため、財投の受信的機能と授信的機能との一体的把握を前提とし、財投の全体構造を包括した公信用論の研究は依然として残された課題である、との評価が下されている。次に、信用論からのアプローチとして、公信用と私的信用との交錯関係を構造論的視点で捉らえた主要な見解（公信用論と管理通貨制度の関連を重視するもの、信用形態の変化の視点から公信用の金融構造への影響を分析するもの）の検討を通じて、これらの視点・視角が財投分析にとって重要であることを結論づけている。

c. 著者の財投論の枠組みを示した第9章では、まず、財投と財政全般との関連＝分析枠組みとして、租税と国債・財投の異質性、国債と財投の公信用としての同質性と異質性の展開により、租税・国債・財投の相互依存関係の体系が示され、その上で、財投が「擬制化された国家の貸付資本の運動である」という理論的規定が与えられている。

財投の資金面では、現代財政の構造変化、公信用の受信機能の分化・拡大傾向、財投資金の性格の多様化の動きが、現代における国家活動領域の拡大＝経費膨張法則の支配的傾向→経費膨張と課税強化の緊張関係の増大→公信用・国債依存の傾向→国債累積→国債費の増大→財政危機の深刻化→財源不足の補填としての行財政の収益事業化・受益者負担金の強化の進行、というメカニズムとして展開される。

また、財投の運用面では、現代財政の基本的問題として、国債の恒常化をもたらす財政膨張の

要因は何か、また国家の受信機能の分化・多様化をもたらす諸契機は何かということが検討課題とされ、過剰生産・過剰商品への有効需要の創出→財政スペンディング→所得創出という側面のみでなく、公共投資・社会資本の経済分析として、公共投資の質的内容区分、その経済的性格、更にはその資金源泉—費用負担の問題について分析される。

かくして、受信面における財投の資金源泉と受信面での公共投資の拡大とその性格変化、その両現象の上に、受信面と受信面の両面での相互関連的变化＝現代における財投の基本的な特徴として、公共投資の事業化の促進→租税・国債系列の限度一杯までの拡大、と並んで、受益者負担・財投の方式の強化が併存し、受益者負担収入（特に保険料）の増加→受信機能の分化・多様化の基盤、という関連が展開する、ことが示される。

以上、著者の財投把握の特徴は以下のようにまとめることができる。現代における財投の基本的特徴は、受信面と受信面での相互関連の変化にある。受信面では、任意性貯蓄を基底とした受益者負担、更にはそれを担保とする準公債的借入金への発展であり、それは租税・国債の運動関係を補強する性格を持つ。受信面では、公共投資の性格変化と財源面での租税・国債体系の限界に伴う事業化がもたらす受益者負担、財投方式の強化である。現代社会における政府の役割は、市場制度の下での経済循環の財政金融政策によるマクロ的安定化と、社会資本の建設・管理および、そこから生み出されるサービスの配分にあるが、財投はこの2つの機能を同時に持ち、安定成長、所得分配、産業調整などの財政機能の一部を分担し、国家の经济管理機構の中にビルト・インされた存在である。

E. 補論の主要内容は、財投の日本の特徴の検討である。外国との比較及び一般会計との相違をも意識した財投の特徴は、次の5点として示される。①政府固定資本形成に向かう割合が高く、民間だけではリスクかつ既存の官の仕組みでは実現しにくいプロジェクトを創出し、技術開発・産業開発・海外投融資への体制支持金融的性格を持つ点で、国家による市場・投資機会の創出機能を持つ。②国内に潜在的に存在する貯蓄を政府の手により政策目的に沿った投融資に振り向け、新しい投資に租税と国債以外の財源＝貯蓄性資金を活用するという点で、ケインズ体系を超えた体系（租税—国債体系と公的金融体系とが相互依存的に関連する公共投資体系）であり、政府貯蓄の完全利用システムとしての役割を果たす。③入り口と出口の両面で民間金融と競合し、市場メカニズムが作用するが、同時に広義の財政の一環をなす、という性格をもつ公的金融の活動は、それ故に、多くの領域で公私混合領域を拡大する作用をもつ。④蓄積された資金を運用せずに留保するという歯止め装置を欠いている貯蓄性資金を原資としており、市場原理の作用にも限界がある公的金融・財投には、膨張抑制的な力は作用せず、それ自身の中に肥大化メカニズムをもち、公信用・公的金融の過大供給メカニズムとして作用する。⑤競争制限規制、バランス・シート規制、預金保険、中央銀行による最後の貸手機能等によって構成される信用秩序の維持も、現実のリスク増大の前には不完全となり、このフレームワークの中で公的金融の機能が現実の課題となり、リスク分野に対する貸出と保証・保険が期待され、特に、国際金融分野においては、国際的公的金融体系の限界を各国公的金融体系が補強するより高次での結合が期待される。しかし、結局、リスクの増大は、民間のリスクを引き受けるがそれ自身リスク解決能力を持たない公的金融のリスク補完機能を阻害する。公的金融のラストリゾートは徴税権を持つ政府であり、かくして、公的金融の基本構造の健全性が問題となる。この様な形で、信用秩序維持メカニズムと

関連をもつ財投・公的金融は、1990年代の世界経済の危機誘発の契機の一つとなる可能性が指摘される。

その他に分析されている主な論点は次の通りである。

a. 補論1では、日本の第3セクターの特殊性を明確にすることが意図される。外国と比較した特徴点として、①日本の第3セクターは、主として官民共同出資の開発主体として存在し、②第1または第2セクターの影響が強く、自立性に乏しく、③公私混合企業の場合、公共的事業における民間資本導入の形態としてのものが多いということが明らかにされる。その上で、そうした特徴を生み出している第3セクターへの出資のあり方が、民間出資と公的出資のそれぞれについて検討されて、官と民との結合の日本の特殊性が分析されている。

b. 補論2は、日本的蓄積様式の特徴ならびに構造調整政策と財投との関連を論じている。後者は3点にわたって分析される。第1は、極めて硬直的な配分構造を持つ一般会計が財政再建過程にあるという状況下で、構造調整策にける財政面の新しい役割は地方財政と財投に求められざるを得なかった。この過程で、財投の規模の急膨張（フロー面でもストック面でも）と財投構造自体の不健全化とが生じている。第2に、内需拡大過程で進展した民間活力活用方式の日本の特徴である公共事業への民活プロジェクトの突出した進行は、財投の多面的展開によって可能となった。第3に、これらのプロジェクトの事業主体として多数の第3セクターが設立されたが、ここでの受益者負担原則の曖昧さが、財投をはじめとする公的介入・公的負担によって運営される。

c. 補論3では、日本的公的金融の特徴として、国民貯蓄を資金源とした政府の金融活動が、租税を源資とする一般会計との相互関連の下で、広義の財政活動の一環として、計画的・総合的に、資源配分に介入し、そのことが、日本的資本蓄積様式（ME化を中心に急速に進行している技術革新とそれを支える日本の企業システムの特異な性格〔法人資本主義〕という2要因の相互関係の基底部分に、特徴的な政策・制度が機能する）を形成しており、その日本の政策・制度の中心的存在として、財投資金が公的及び民間の資本形成に投入されていることが説得的に展開されている。

次いで、金利自由化と公的金融という主題が展開される。流通市場における長短の金利が自由に形成され、利回り曲線がしばしば逆イールドを成立せしめるという事態が進行する金利自由化は、公的金融に大きな影響を与える。郵貯については、長短の金利格差が経営にとり決定的問題となり、運用側の政府金融機関にとっては、預託金利を原則として国債金利とし、運用金利を長プラとすると、政府金融機関は長期信用銀行と同じ金利構造となり、期限1年の割引債を資金源とできる長信銀に比して不利となり、実質的な長期金利低下の局面では、政府基準金利の競争力は喪失し、長プラ以下の貸付を行えば、スプレッドは圧縮され、経営は悪化し、競争力保持のためには、非市場性資金（財政資金）との結合が必要となる。かくして、調達と運用の金利を市場連動化することなく、公的金融の内部に競争的市場を取り入れることであるが、市場メカニズムの補正を目的とする公的金融機構への市場メカニズムの導入は、公的金融にとって大きな矛盾であり、公的金融は大きな変動期に直面する。

F. 第2部は、資本主義の経済的再建のモデルとして国際的に注目されつつある時代的背景の中で、日本資本主義の基本的性格把握を目指すという視点から、日本経済の構造的諸問題にアプローチしたものであるが、その内面的展開というよりは、財投構造の特質を総体として規定する

日本的蓄積様式について簡潔に明確化することに重点がおかれている。

1. 第1章は、先ず日本資本主義の基本的特質に関する論議が内外で活発になった理由を、80年代にわが国経済が例外的に良好な歩みを展開したことでレギュレーション学派がポスト・フォードイズムの有力なモデルとして日本を問題にしたことが指摘される。そして、1980年代の世界経済の構造的転換期における日本経済の特質を、3点の柱からなる日本的蓄積様式の特徴として指摘する。第1は、技術革新（ME化）過程におけるME合理化の進展にみられる科学技術進歩、第2は日本の企業システム＝法人資本主義、第3が日本の政策・制度・機構である。その上で、レギュレーション・グループの議論と1990年度「経済白書」の論理を子細に検討して、それらの議論が日本の蓄積様式に果たしている政策・制度要因の決定的重要性を欠落させていることを指摘している。

2. 第2章は、先の日本的蓄積様式の特徴点のうちの政策・制度・機構について、より詳しく展開したものである。わが国国家構造は、その基底に企業の特殊に強力な労働者支配があるという点で企業国家であるが、企業レベルのコーポラティズムと労働の組織力の及ばない二重構造・格差構造を再生産し成長を志向する構造とが結合したデュアリズム的構造を持つことが示される。産業政策に日本の企業システムが如何に反映しているかを検討した後、財政・金融政策の特殊性が、公共投資と財投拡大、その結果としての財政赤字の拡大として、また低金利政策、金融自由化、バブル経済の進行と破綻として、示される。

最後に、わが国には労使の社会的妥協というレギュレーション学派の言うフォードイズムと調整モデルは妥当せず、法人資本主義と企業国家という日本のモデルが90年代に入って構造的転換期を迎えているとして、3つの構造変化（生産能力過剰体質、バブル崩壊による金融危機、財政赤字）についての分析が展開される。

3. 第3章は、東京大学社会科学研究所編の講座「現代日本社会」全7巻の中心的執筆者である馬場宏二氏の「会社主義」概念を検討して、講座「現代日本社会」の構造分析論の基本的分析視角の批判をしている。その要旨は、馬場氏の「会社主義」概念が曖昧な無概念的規定しか持たないものであり、また、会社主義を「人類最高の機構」、「最高の労働組織」として位置付ける馬場氏の観点が時代錯誤的なものであることが、詳細に検討されている。しかし、本書のテーマとの関わりでは、著者の積極的見解は、第2部第1、2章に譲られており、ここでは、現代日本資本主義把握の一面的かつ誤った分析視角・方法論的立場を批判する、という観点が貫かれている。

4. 第4章は、英文で書かれた共同研究であり、著者は、その中の第4節「現代日本の制度と政策」を担当している。内容的には、本書の他の部分で展開されているものの簡単な要約である。

#### 〔論文審査の結果の要旨〕

A. 本論文の積極的成果として、次の諸点を指摘することができる。

1. 本論文の構成に示されている著者の研究方法の独自性である。財投現象把握には、前述したように固有の困難があり、体系的・統一的分析が極めて実現し難い。この困難に積極的に挑戦していること自体が、研究への貢献を意味している。その点は、内容要旨で示したように、本書の構成によく示されている。

a. 現実の構造的分析とその理論的基礎付けとの両側面から、財投分析を行う作業をしている

ことであり、特に理論的体系化は従来ほとんど行われてこなかった故に、本論文での議論の整理と著者の把握の体系の呈示は今後の研究の礎石としての意義がある。

b. 財投を現代資本主義に共通の現象として捉らえた上で、資本蓄積との関連で財投を位置付ける、という視点を堅持し、それをその日本の特徴の解明に適用していることである。

c. 財投と一般財政の区別と関連を自覚的にとらえて、財投の包括的かつ体系的な把握の視点を明示的に確立するとともに、それを具体的分析に適用していることである。前述のように、著者のこの点での特徴は、財投の計画性と一体性・体系性を捉えつつ、財投全体としての一般会計との関連性を分析するという視角である。分析方法論としてこの両側面を統一することが不可欠という立場をとり、かつその立場からの分析におおむね成功していると言えよう。

d. 以上の点は、数少ない他の財投研究の専門研究書の論理構成との違いを比較すれば明瞭である。通俗的な財投論は、従来、国家財政資金の運用については一般会計を主とし、財投には極めて小さなウエイトしか与えず、また、財投を単独で一般会計とは独立的に行われているかのようによびてきた。それに対する批判として、専門研究者にみられる一つの分析スタイルとして、一般財政と財投との無媒介の結合による租税資金及び財投資金の一体的運用と財源負担の区分割合を論ずるやり方がみられる。この方法では、一般会計と財投との一体性の側面は明らかにされるが、両者の異質性と、それぞれの持つ体系性・一体性・統一性は欠落されてしまう。もう一つの専門研究者の研究方法の特徴として、歴史的発展分析があげられるが、歴史的発展の各段階・局面における構造的分析方法が確立していないと、単なる経過の叙述に終わる危険がある。著者の方法がこれらの従来の研究方法に比して優れたものであることは明らかである。

2. 既に詳述したごとく、日本型財投の特質規定を与えていることである。このように整理した研究成果は、はじめてのものであり、特に、信用秩序維持メカニズムとの関連については、財投の日本型の「強さ」とともに今日的「弱さ」の側面の展開として注目される。また、現代資本主義の経済管理体系・調整体系としてケインズ主義体系との対比で、財投体系の優位性を指摘したことも特徴として上げることができよう。著者によれば、財投は現代資本主義分析の中心課題の一つであると同時に日本の特殊性の解明に不可欠の素材であり、日本型財投はケインズ主義的レギュレーションを超える現代日本の特質を示す制度・機構上の特性をなすものである。

3. 実態分析において、幾つかの新しい重要な知見を付け加えている。

a. 戦後財政過程において、一般会計と財投との異質性と同質性が混在したままで、両者の一体化が進行するとともに、一般会計の出資会計化が進行したという指摘。

b. 70年代以降の資金運用の特徴が、対象機関別に、また財政危機の進行による財政投融資の利活用の実態分析として鋭く呈示され、計画内運用と計画外運用との関連も詳細に分析されている。その中で、特殊日本的な国債管理のディレンマが明らかにされている。

c. 原資構造の変容の詳細な分析が示される。統計資料についても、従来の研究では利用されていないものや新しい着想と手法により処理されたものが見られ、原資の性格規定が立体的に行われ、従ってその再編過程も立体的なものとして呈示されている。

d. 財政危機・財政再建、公企業改革との関連での転換期分析も成果の一つをなしている。財政再建下の財投が体系的に検討され、財投の現段階における「分散化傾向」の指摘や増設機関に対する産業投資特別会計からの出資に関連して、公営企業の「民営化」が事実上の公企業の増設

を促進するという鋭い指摘がなされている。

e. 金融自由化に伴う公的金融の変化が、財投関連金利体系と民間金利体系の変動の詳細な検討を通じて、検討され、金融自由化段階で財投システムが直面している諸問題の性格が分断され、金融自由化と財投融資に関する初めての本格的分析となっている。

f. 1990年代世界経済におけるわが国財政危機・財投危機の国際的意義についての展望が、簡潔に呈示されている。この点は、簡単な指摘に止どまっているが、重要な指摘であろう。

B. 同時に、本論文には幾つかの問題点と残された研究課題が認められる。

1. 概念規定や財投論の体系に関連して幾つかの問題がある。

a. 一般的・抽象的規定と具体的・特殊日本的規定との関連が、より明確にされる必要がある。著者は、財投現象を広義には現代資本主義に共通する現象として捉え、その日本的特徴を明らかにするべく、財投の定義において前記のように一般的抽象的規定を制度的形態規定と理論的本質規定のかたちで与えている。しかし、それらの定義は、財投の自己完結性を持つ日本の現実を前提にして展開されている。財投現象の国際比較のためにもこの点の関連はより明確にされることが望ましい。

b. 財投論の展開方法において、財投の運用と原資の展開順序については、本論文では、2様の方法が用いられている。この点については、一般会計同様、資金運用の必要性が規定的であるならば運用→原資の展開となり、租税財源とは異なり貯蓄性資金の蓄積が規定的役割を果たすと考えるべきならば、原資→運用という展開となろう。それぞれに理由があるが、財投論の体系として、どちらがより論理的かつ歴史的な分析体系であるのかが検討されてよいであろう。

c. 公信用論アプローチと財投論の展開方法との関連が分かり難さを持っている。また、信用理論からの公信用論アプローチの2つの観点（公信用論と管理通貨制度の関連を重視するもの、信用形態の変化の視点から公信用の金融構造への影響を分析するもの）の相互関係が明瞭ではない。これらは、今後より整理されるべきであろう。

2. 日本の財投（および日本の蓄積様式）の特徴に関連して、次の諸点が問題となる。

a. 日本型資本蓄積の特徴づけの際に国際的要因が全く登場しないのは、理解し難い。

b. わが国の特徴的な資本蓄積様式とそこにおける財投の規定的役割についての総括として、財投的調整方式がケインズの調整方式を超えるものとして規定され、日本型の適応能力のよさを支える重要点をなすものであると位置づけられている。ここには、膨大な政府貯蓄の存在とその活用が、財投活動の計画性・体系性を生み出し、調整機構としての日本的特質、その優位性を構成するという認識が示されている。しかし、この日本方式の矛盾・デメリットについては分析されているが、必ずしも、それが、メリットとデメリットとの統一的把握の下に体系的に示されているとは言えない。

c. この点と関連して、日本の財政危機が世界経済危機への引き金となる可能性についての指摘は、今後より論理的・歴史的に展開されねばならないであろう。

3. 財投改革問題について個別分野に関しての論述はみられるが、その全体像についてのまとまった形の展開がみられないのは、残念である。著者の分析からの財投改革の全体的・基本的方向の呈示を今後期待したい。ここでの綿密な現状分析をもとに基本的な方向なり全体像が、整理・明示されるならば、本書の意図する体系的検討はさらに積極的な意義を与えられるだろう。

4. 公信用の国際体系については、論述の展開の中に登場するが、これが現時点で如何なる具体的なイメージをもって論ぜられるのかが不明である。著者も触れているように、今後の国際的展開の中でわが国の果たす役割とも関連して、この点の解明は緊急の課題であろう。

以上、本論文には幾つかの問題点や今後の検討課題を残してはいるが、それらは本書の積極的成果を減ずるものではない。本論文は、立命館大学学位規程第5条第2項に規定する博士の学位を授与するに値する。

審査委員	経済学部教授(主査)	坂野 光俊
	経済学部教授	浅田 和史
	経済学部教授	角田 修一